

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法第24条に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市教育委員会は、学校保健安全法による医療費の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市教育委員会

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法第24条に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法の規定に基づき、要保護・準要保護児童生徒の感染症等の治療に対する医療費の援助を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 医療費援助対象者の認定に係る事務
③システムの名称	就学援助受給者名簿（エクセルファイル）
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助受給者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表の40の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） 【情報提供の根拠】 第2条の表42、125、161の項、第44条、第127条、163条 【情報照会の根拠】 第2条の表63の項、第65条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育振興部学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会教育振興部学校教育課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1072
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

☐ 人手を介在させる作業はない

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている
--------------	-------------	--------------------------

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

判断の根拠	就学援助受給者名簿は、パスワードによる認証によって、特定の職員のみアクセスできるクラウド上のドライブにて管理しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。この対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年03月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 森下 敏宏	学校教育課長	事後	
平成31年03月30日	1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月30日	2. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和7年03月14日	Ⅳ リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第23条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表の40の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第23条	事後	
令和7年03月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】26、87の項【別表第二における情報照会の根拠】38の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）【情報提供の根拠】第19条、第44条【情報照会の根拠】第24条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） 【情報提供の根拠】 第2条の表42、125、161の項、第44条、第127条、163条 【情報照会の根拠】 第2条の表63の項、第65条	事後	
令和7年03月14日	1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成31年1月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成31年1月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業	-	【人為的ミスが発生する対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 複数人での確認を行ったうえ、事務を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。以上により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年03月14日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	【最も優先度が高いと考えられる対策】 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【（当該対策は十分か【再掲】】 十分である 【判断の根拠】 就学援助受給者名簿は、パスワードによる認証によって、特定の職員のみアクセスできるクラウド上のドライブにて管理しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。この対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	